

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口に占める15歳以下の子どもの割合は、昭和25年には総人口の1/3を超えていましたが、出生児数の減少により、昭和40年には約1/4となり、平成9年には65歳以上人口の割合（15.7%）を下回って15.3%となりました。以降も子どもの割合は低下し続けており、少子高齢化は大きな問題となっています。

ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化も進行していることから、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体および事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じたり、仕事と子育てを両立できる環境が十分でないなど、子どもと子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。そこで、子育てをしやすい社会、そして一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「関係法律の整備法」）」に基づき、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

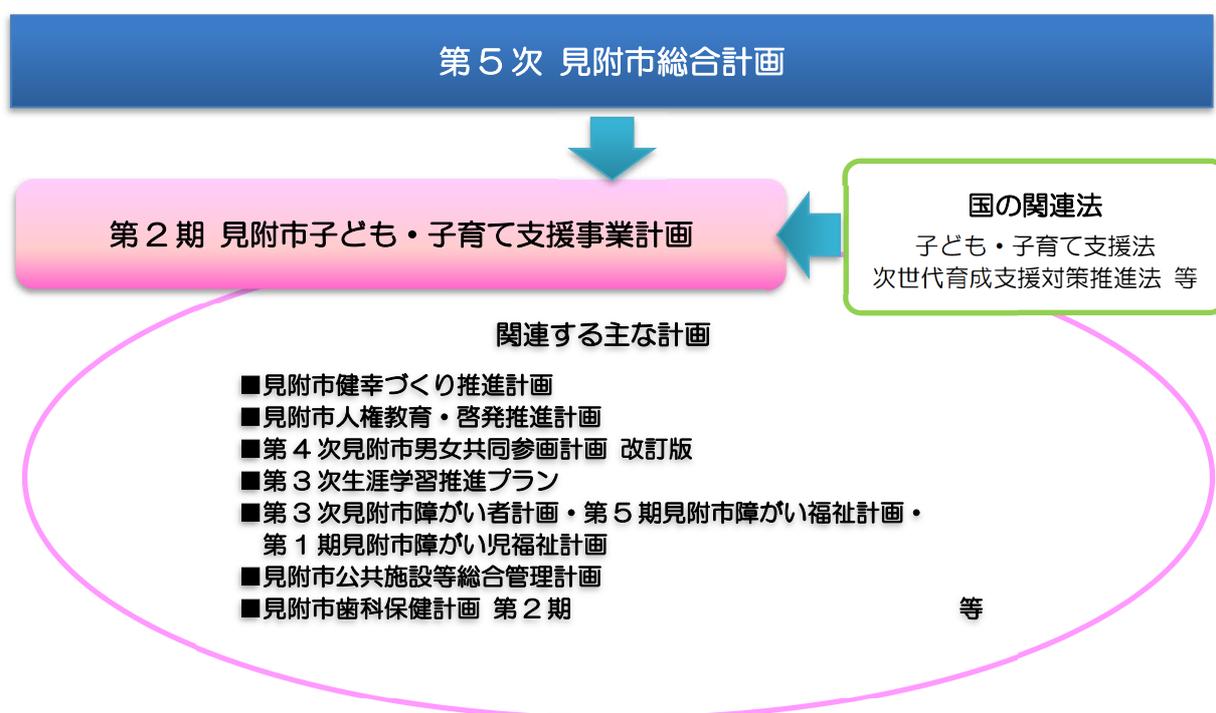
こうした背景を踏まえ、見附市においても、次世代育成支援行動計画の評価や子育て家庭へのニーズ調査結果等を基に、子どもと子育てを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもの最善の利益」を確保するため、幼児期の教育・保育の提供体制および地域子ども・子育て支援事業の内容などを示した「見附市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）を策定し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進してきました。

計画が令和元年度末をもって終了することから、計画の評価を行うとともに子育て家庭へのニーズ調査を実施することにより本市の現状と課題を改めて分析し、すべての子どもが健やかに育ち、笑顔があふれるまちの実現をめざして「第2期見附市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と位置づけます。一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現および子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、次世代育成支援対策推進法の考え方も継承した、子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。

国の示す指針に基づき、「第5次見附市総合計画」および関連する各計画との整合性を図りながら、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の総合的な提供に向けて計画を策定し、事業を推進します。



3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、計画の推進期間中であっても、法制度の改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合には見直しを行います。

平成27年度 ～令和元年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見附市子ども・子育て支援事業計画	第2期見附市子ども・子育て支援事業計画				
ニーズ調査の実施					
評価・見直し					評価・見直し
第5次 見附市総合計画（平成28年度～令和6年度）					

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て地域協議会

本計画の策定にあたっては、「見附市子ども・子育て地域協議会」にて、子ども・子育ての支援の施策等について審議を諮り、策定しました。

(2) 市民の意見反映

本計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者の子育て状況や子育てに関するニーズを把握し、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としてアンケートによるニーズ調査を実施しました。

また、計画の素案を公開し、広報およびホームページを通じてパブリックコメントを実施しました。